

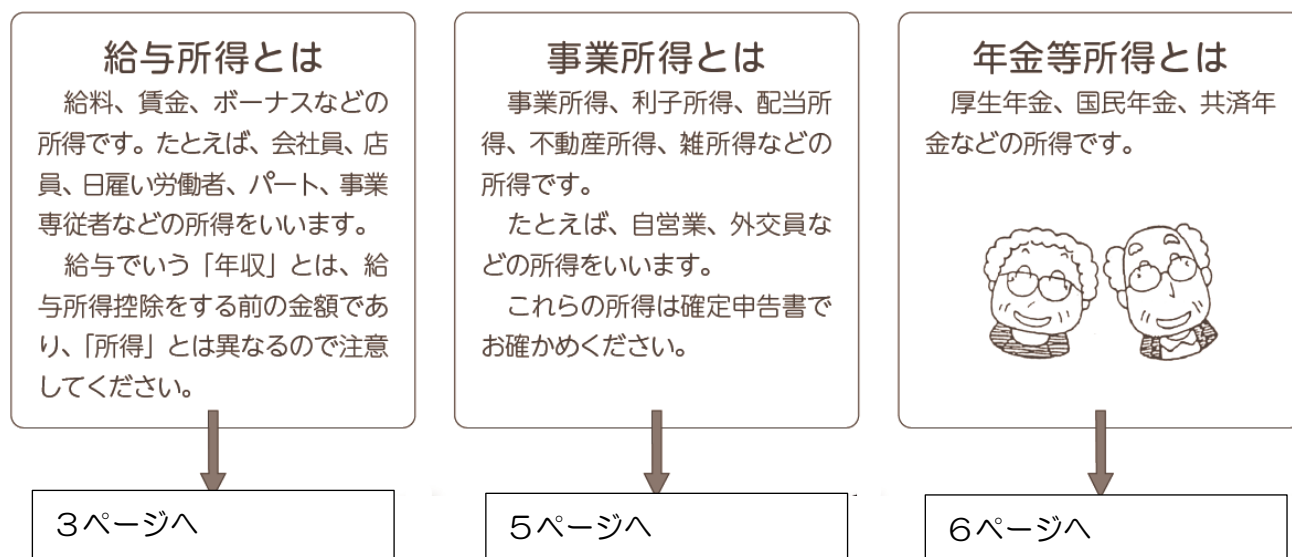
1. 世帯の年間所得金額の計算

(1) 申込者及び同居する世帯員ひとりずつ、年間所得を計算します。

原則として入居者資格の確認は、申込み時の「前年の所得」により判断します。

- ・しかし、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり、現在の所得が減少している方については「現在の所得」によることができます。
- ・ただし、現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- ・ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

★所得の種類



★所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。
- ③ 現在は収入があっても、次のアまたはイの理由により、退職することが申込み時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となる方は、所得を0円とすることができます。

ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中で出産のため

※②③において、退職・失業の事実等を証明できる方に限ります。

【給与所得の方（会社員・店員・日雇い・アルバイト等）】

①前年の所得を計算する場合

≪源泉徴収票ができる方≫

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所												
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)				合計額	源泉徴収税額						
	円	円				千円	円		円				
	2386998	1488800											
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数				
老人	特別	老人	その他				特別	その他					
		人	人	人	人	人	人	人					
		円	円	円	円	円	円	円					
		地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額							
		円				円							

●勤務先が1か所の方
この金額が税法上の所得金額です。
この金額から100,000円差し引いた額が
家賃低廉化補助制度の所得金額です。

●勤務先が2か所以上の方
それぞれの勤務先の源泉徴収票の支払金額を合算したのち、次ページの「(表2) 年収額を所得金額に換算する計算式表」にあてはめて所得金額に換算してください。

≪源泉徴収票がでない方≫

前年の1月から12月までの税込支給額及び賞与を合計した金額が年収額になります。
4ページの「(表1) 年収額計算表」で年収額を計算し、「(表2) 年収額を所得金額に換算する計算式表」にあてはめて、家賃低廉化補助制度の所得金額を計算してください。

【事業所得の方（自営業・外交官等）】

①前年の所得を計算する場合

《確定申告をしている方》

令和 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額等	事業等 ①	1488800
	農業 ②	
	不動産 ③	
	配当 ④	
	配当 ⑤	
	給与 ⑥	
	公的年金等 ⑦	
	業務 ⑧	
	その他 ⑨	
	⑦から⑨までの計 ⑩	
	総合課税・一時 ⑪ ②+[(⑧+⑨)×1.5]	
	合計 ⑫ ①から⑩までの計+⑪	1488800

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
杉並 花子	12月	800,000 円
⑫ 専従者給与控除額の合計額		800,000 円

同居の配偶者や子どもを事業専従者として
いる場合、この事業専従者の所得は給与所得
となります。

源泉徴収票を作成している場合は3ページ
の《源泉徴収票がでる方》を、作成してい
ない場合は《源泉徴収票がでない方》を参考
に、所得の計算をしてください。

⑫から⑪を差し引いた額が所得金額と
なります。

《確定申告をしていない方》

前年の1月から12月までの所得金額を、以下の「(表3) 事業収入所得換算表」にあてはめ
て、計算してください。

②現在の収入を計算する場合

○ (表3) 事業収入所得換算表

働いた月	税込金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

月別に、収入（税込金額）から必要経費を差し引いて所得
金額を計算してください。

事業収入が12ヶ月分ないときは、所得金額の平均月額を
12倍して、12ヶ月分の見込みの所得金額を計算してく
ださい。

$$\frac{\text{所得金額合計 (円)}}{\text{働いた月数 (ヶ月)}} \times 12 = \text{12ヶ月分の所得金額 (円)}$$

※現在の所得を計算する場合、入居者資格の確認を受ける
月の前月からさかのぼって12ヶ月分の所得金額を計算し
てください。

※1ヶ月以上収入のない月がある場合、その月を除いて計
算をしてください。

【年金を受けている方】

①前年から年金を受けている方

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者 住所又は 居所 (フリガナ)	
氏名	
区分	支払金額
所得税法第202条の2第1号・第4号適用分	469,460 円
所得税法第202条の2第2号・第5号適用分	円
所得税法第202条の2第3号・第6号適用分	円
所得税法第202条の2第7号適用分	円
本人	源泉控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数 16歳未満の扶養親族の数 障害者の有無等
特別障害者 その他の障害者 ひとり親 寡婦 一般 老人 特定 老人 その他	

この金額を「(表4)年金収入を所得金額に換算する計算式」にあてはめて所得金額に換算してください。

※複数種類の年金を受給している場合は、それぞれの源泉徴収票の支払金額を合算後、所得金額に換算してください。

②今年から年金を受け始めた方

入居者所得審査を受ける月の前月からさかのぼって12ヶ月分の年金額を、「年金決定通知書・変更通知書」などで確認し、以下の「(表4)年金収入を所得金額に換算する計算式」にあてはめて所得金額に換算してください。

例えば、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり、前年の所得と現在の年金所得を比較し、現在の年金所得のほうが低い方等が、この②の方法で現在の年金所得を計算します。

(例) 前年：自営業 → 廃業 → 現在：年金受給開始 ⇒ 事業所得と年金所得を比較する

○ (表4) 年金収入を所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金収入額	計算式と税法上の所得金額	所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	

※年齢の適用については、前年の12月31日の現況によります。ただし、月額所得を計算する上で、所得が15万8千円以下になる場合、申請日の現況によります。

(2) 個々の所得を計算したら、全員分の所得を合算し、世帯の年間所得を算出してください。

	申請者本人	世帯員①	世帯員②	世帯員③	合計
給与所得	円	円	円	円	⇒★8ページの 世帯の年間所得 金額欄へ
事業所得	円	円	円	円	
年金所得	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

2. 特別控除金額の計算

申込者及び同居する世帯員に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除金額を差し引くことができます。

(1) 申込者及び同居する世帯員の年間所得金額合計から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㉗老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	㉕の特別障害者控除を受ける方は、㉖の障害者控除を合わせて受けることはできません。
㉙特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族で（配偶者を除く）16歳以上23歳未満の方	
㉖障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして区長の認定を受けている方	
㉕特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして区長の認定を受けている方	

(2) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㉘寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の1及び2の両方に当てはまる方 1 年間所得金額が500万円以下の方 2 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。 (例) 所得金額が10万円の方の控除額＝10万円
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります）	
㉚ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の1及び2の両方に当てはまる方 1 年間所得金額が500万円以下の方 2 生計を一にする子を有する方	

※㉚ひとり親控除に該当する方は、㉘寡婦控除の適用はありません。

※年齢や控除の適用については、前年の12月31日の現況によります。ただし、月額所得を計算する上で、所得が15万8千円以下になる場合、申請日の現況によります。

※各種控除について、会社や税務署に申告をしており、入居者資格の確認のときに課税証明書等で確認することが必要です。

(1)・(2)の特別控除金額の合計 円 ⇒★8ページの特別控除金額の合計欄へ

3. 同一生計配偶者・扶養親族に係る控除の計算

同一生計配偶者及び扶養親族がいる場合は、1人に付き38万円を差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{同一生計配偶者} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{扶養親族数} \\ \hline \text{人} \\ \hline \end{array} \right) \times 38\text{万円} = \begin{array}{|c|} \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$



4. 月額所得の計算の配偶者・扶養親族控除の合計欄へ

※会社や税務署に申告をしており、入居者資格の確認のときに課税証明書等で確認できることのできるならば、家賃低廉化補助の対象住宅に入居しない、別居の扶養親族も人数に入れることができます。
(例) 離れて住んでいる親を税法上、扶養している場合

4. 月額所得の計算

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \star 6\text{ページで} \\ \text{求めた世帯の} \\ \text{年間所得金額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \star 7\text{ページで} \\ \text{求めた特別控除} \\ \text{金額の合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \star 8\text{ページで} \\ \text{求めた配偶者・} \\ \text{扶養親族控除の合計} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得} \\ \hline \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

この月額所得が、15万8千円以下であることを確認してください。

※子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）がいる世帯は、21万円4千円以下であることを確認してください。

《問合せ先》

杉並区役所 都市整備部住宅課管理係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電話 03-3312-2111（代表）